



これまで社会福祉施設等の基準は政省令により全国一律の基準が定められていた。

地域主権一括法の制定

- 第一次一括法(平成23年5月2日公布)
 - 第二次一括法(平成23年8月30日公布)
- 【施行期日】
地方自治体の条例や体制整備が必要なもの
⇒平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)

従うべき基準を除き、施設の設備や運営等に関する基準を県の条例で定められるようになり、本県の特性や実情を条例に反映することが可能となった。

H25.4.1 までに
条例を制定

本県の『独自基準』を検討

本県を取り巻く状況を踏まえた対応

各施設や事業の実情等を踏まえた対応

本県を取り巻く状況を踏まえた各施設共通の統一基準

「災害」への対応

知事が別に定める防災対策の指針等に基づき、各施設等が「防災対策マニュアル」を策定し、必要に応じた点検・見直しを実施

併せて、職員や利用者にわかりやすく掲示

- 高齢
- 障害
- 児童
- 福祉
- 幼保
- 県民

障害GH/CHにおいては、利用者の安全を確保するため、避難訓練の回数を明示

障害

「暴力団」の排除

県民の安全で安心な生活の確保等のため、社会福祉施設から暴力団を排除する。

【条例委任されているものについて「指定」「運営」基準から排除】

- 高齢
- 障害
- 児童
- 福祉
- 幼保
- 県民

「地産地消」の推進

各施設等は、県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努める。

- 高齢
- 障害
- 児童
- 福祉
- 幼保
- 県民

各施設等の特性に応じた対応

【記録の整備(保存年限の延長)】

- ・公金負担に係る適正な書類管理の徹底
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等

【基準の緩和】

- ・利用者負担に配慮した居室定員の緩和
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
- ・廊下幅、一時介護室の基準緩和
- 併設型短期入所施設 特定施設等

【障害者の工賃水準の向上】

- ・障害者が自立した日常生活を営むため平均工賃の目標値を設定(努力義務)
- 障害(A型、B型)作業所

【保育所機能の充実】

- ・「高知県認定こども園条例」の基準確保
- 「幼保連携型認定こども園」の保育所